



# 総法研 知的財産法研究会 2026.5.14 発表資料

---

岩永知財法律事務所 弁護士・弁理士 岩永利彦

最高裁令和7年(受)第356号 (令和8年4月24日判決) 「TRIPPTRAPP」2事件

# 第1 事案の概要

## 1 あらまし

本件は、上告人らが、本件椅子は、上告人オプスヴィック社が著作権を有する著作物であり、上告人ストッケ社が独占的利用権に基づいて製造販売しているものであって、被上告人による上記各製品の製造販売等が本件椅子に係る上告人らの複製権や独占的利用権を侵害しているなどと主張し、被上告人に対し、損害賠償等を求める事案です。

ご存知のとおり、TRIPPTRAPP2事件です。

## 2 結論

上告棄却（請求棄却）です。

第二小法廷（裁判長裁判官岡村和美、裁判官三浦守、裁判官尾島明、裁判官高須順一）でした。なお、今崎長官は第二小法廷です。

## 第2 原審までの振り返り

- 1 一審(東京地裁令和3(ワ)31529号(令和5年9月28日判決))  
民事40部 中島さんの合議体でした。

原告製品(本件椅子)



被告製品1



被告製品2



原告らの請求は、2系統。①不競法の商品等表示での請求(差止と損害賠償)、②著作権法での請求でした(著作権法での請求は予備的であることに注目)。

①については商品等表示に該当しないと判断されました(特許的攻防あり)。②については著作物性を有するか明示の判示はありませんでしたが、原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができない(似ていない)と判断されました。

## 第2 原審までの振り返り

### 2 二審(知財高裁令和5(ネ)10111号(令和6年9月25日判決))

知財高裁2部 清水響さんの合議体でした。

やはり、控訴人(原告ら)の請求は、2系統。①不競法の商品等表示での請求、②著作権法での請求でした。

①については一審とは真逆で商品等表示に該当すると判断されました。しかし、類似していないと判断されました。

②については、「**原告製品のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られると解するのが相当である。**」という規範が定立されました。

②の当てはめの判断は、以下のようでした。

「本件顕著な特徴を備えた原告製品は、椅子の創作的表現として美感を起こさせるものではあっても、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分を有するということはできない。また、原告製品は、その製造・販売状況に照らすと、専ら美的鑑賞目的で制作されたものと認めることもできない。そのみならず、仮に、原告製品の本件顕著な特徴について、独立の美的鑑賞の対象となり得るような創作性があると考えたとしても、前記のとおり、被告各製品は、本件顕著な特徴を備えていないから、原告製品の形態が表現する、直線的な形態が際立ち、洗練されたシンプルでシャープな印象とは異なるものとなっているのであって、被告各製品から原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできない。」⇒基本、著作物性がなく、仮にあったとしても似ていない、そういう趣旨と考えられます。

## 第2 原審までの振り返り

2 二審(知財高裁令和5(ネ)10111号(令和6年9月25日判決)) つづき  
知財高裁2部 清水響さんの合議体でした。

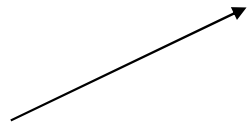
なお、「原告らが主張するように、作成者の何らかの個性が発揮されていれば、量産される実用品の形状等についても、著作物性を認めるべきであるとの考え方を採用したときは、これらの実用品の形状等について、審査及び登録等の手続を経ることなく著作物の創作と同時に著作権が成立することとなり、著作権に含まれる各種の権利や著作者人格権に配慮する必要から、著作権者の許諾が必要となる場面等が増加し、権利関係が複雑になって混乱が生じることとなり、著作権の存続期間が長期であることとも相まって「公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」という著作権法の目的から外れることになるおそれがある。立法措置を経ることなく、現行の著作権法上の著作権の制限規定の解釈によって、問題の解決を図ることは困難といわざるを得ない。」という判示がありました。

これは、「個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべき」への返歌だと思われます。  
言わずと知れた、TRIPPTRAPP1事件の判決(知財高裁平成26年(ネ)第10063号(平成27年4月14日判決))ですね。

### 第3 最高裁判決前の私の懸念点 (⇔応用美術一般の著作物性などの学説等状況は省略)

#### 1 著作者人格権の処理をどうするのだ？

本件椅子



A飽きたのでDIYでファンキーな色合いに塗り替えました。



B子供も成長したのでDIYで机に改造しました。



C全く使わなくなったのでDIYでアスレチックジムみたいに魔改造しちゃいました。

著作権(財産権の方)ならば、著作権法30条以下の制限があります。翻案等にも同法47条の6があります。

しかし、著作者人格権の、特に同一性保持権はどうなりますか？「やむを得ないと認められる改変」(同法20条2項4号)に当たるかどうかをDIY好きのお父さんに判断させるのでしょうか？(上のABCともはどう見ても「やむを得ない」感じとは異なると思いますけど。)⇒同法50条

Cf: 著作者人格権侵害は差し止めがあります(同法112条)。また、著作者人格権侵害罪(同法119条2項1号)は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科です。

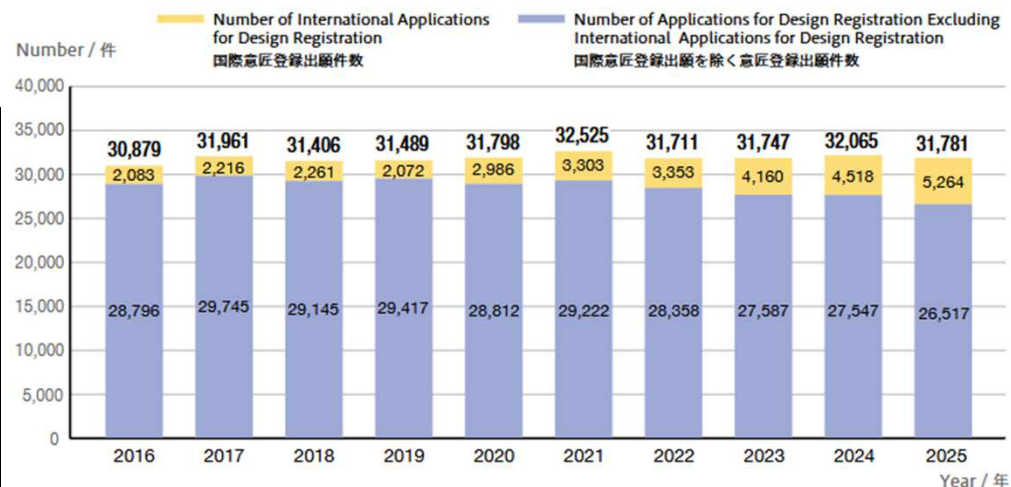
### 第3 最高裁判決前の私の懸念点

#### 2 誰も意匠登録出願なんてしない

項目	意匠登録（意匠権）	著作権
権利の発生時期	特許庁への登録時	作品の創作時（自動的に発生）
保護期間	出願日から最長25年	著作者の死後70年
登録料・費用	必須（維持には毎年支払いが必要）	不要（登録制度はあるが権利発生には無関係）
主な費用内訳	・ 出願料：16,000円	0円
	・ 登録料（1～3年）：毎年 8,500円	
	・ 登録料（4～25年）：毎年 16,900円	

・意匠の場合、弁理士に依頼すると、勿論、弁理士費用もかかります。拒絶理由なしで、10万円（出願時）+6万円（謝金）くらいでしょうか。

ですので、権利が発生するまでに、合計20万円くらいはかかるわけです。



特許庁のステータスレポート2026より、意匠登録出願数の推移です。

## 第4 最高裁判決

### 1 法廷意見

「4(1) 著作権法2条1項1号は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。もっとも、量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。

すなわち、我が国には、産業の発達に寄与することを目的として、視覚を通じて美感を起こさせる量産実用品の形状等を保護する意匠法があり、量産実用品の形状等について、意匠登録出願をして所定の審査を経て設定の登録がされることで意匠権が発生する。意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有し、意匠権の存続期間は原則として意匠登録出願の日から25年とするなどとされている(1条から3条まで、6条、16条、20条、21条、23条等)。これに対し、著作権法では、登録等の手続を経ることなく著作権が発生し、業として行われる行為以外にもその効力が及び、その存続期間は原則として著作物の創作の時から著作者の死後70年を経過するまでの間とし、著作者は著作権に加えて著作者人格権も享有するなどとされている(第2章第3節第1款から第3款まで、第4節等)。以上のような我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、上記解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。また、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、著作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある。

## 第4 最高裁判決

### 1 法廷意見 つづき

(2) もっとも、量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能(以下、単に「機能」という。)との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものであるけれども、その中には、例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののように、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。

また、量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののように、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、「美術の著作物」が単純に付加された上述の場合と同様であるということができるから、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということができるのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。

以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるといふべきである。

## 第4 最高裁判決

### 1 法廷意見 さらにつづき

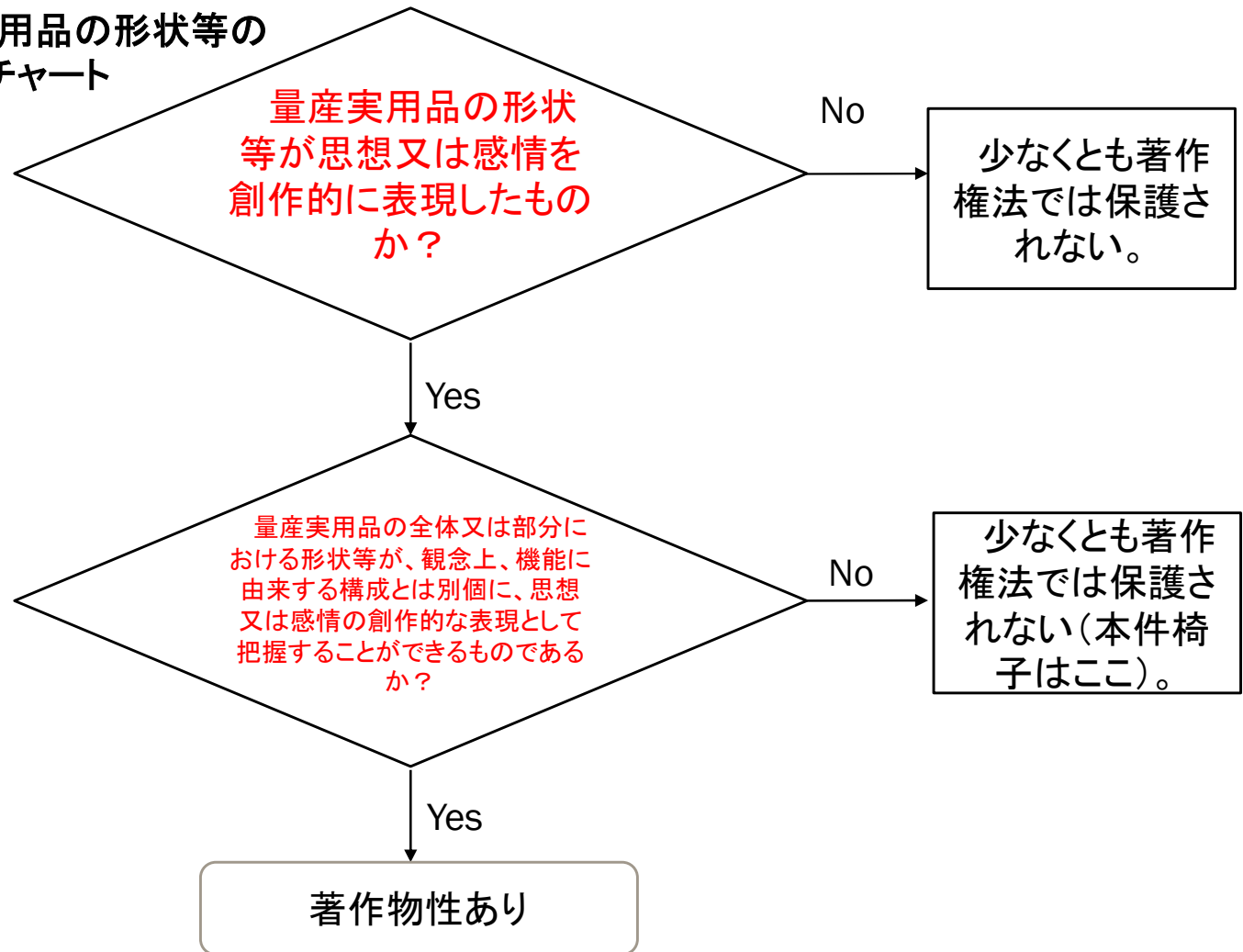
(3) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件椅子は、量産実用品であって、上告人らは、大要、約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。

5 以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の判例に抵触するものではない。論旨は採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官尾島明の補足意見がある。」

第4 最高裁判決  
2 法廷意見の検討

量産実用品の形状等の  
フローチャート



著作物性ありの例

- 1 量産実用品に「美術の著作物」が単純に付加されたもの  
⇒食器に装飾? Tシャツにアート?
- 2 全体として彫刻等とも看取できるもの  
⇒動物の形をした靴ベラ?

## 第4 最高裁判決

### 3 尾島明裁判官補足意見の検討(以下は私なりにまとめたもの)

- ・著作権法2条2項に美術の著作物には美術工芸品を含むとする規定はあるものの、本件椅子は美術工芸品ではない
- ・法廷意見は、著作権法と意匠法との適用範囲を画する基準を示したもの
- ・米国や欧州諸国における応用美術に関する法令や裁判実務等を根拠に、本件椅子は著作物として保護されるべきであるとの上告人主張については、ベルヌ条約上応用美術と意匠の関係に係る制度設計は各同盟国に任されていることが前提
- ・米国では、応用美術を含む実用品のデザインは著作権法で保護されるものの、解釈論として実用品からの**分離可能性**と独立存在可能性をいう判例法が形成されているし、財産的側面に重きを置き、著作者人格権が一般的なものとして著作権法中に明確な形で認められていないし、権利行使には著作権の著作権局への登録を要するなどの、我が国とは相当に違いがある
- ・欧州諸国はで本件椅子が著作物として認められているのはそのとおりだが、実用品のデザインについて、著作権法と意匠法による重疊的な保護がEU法等によって行われ、意匠権発生の実体的要件の有無に関して公的審査を経ずに権利を付与する国もあるなどの大きな法制の違いある
- ・法廷意見が、原審と異なり、「美的鑑賞」という語を用いていないのは、「美的鑑賞」の語からはあたかも高度な創作性や芸術性が必要であるかのような誤解が生じかねず、また、そもそも美的な芸術としての鑑賞に値するか否かを裁判所が判断するのは不適當と思われるから
- ・法廷意見の規範も、抽象度が高いものであるが、法廷意見が本件椅子についてその当てはめの判断を行っているように、その要件の具体的適用については、今後様々な事例の積み重ねに期待することとなる

(実は、尾島明裁判官は、隠れ知財専門。『逐条解説 TRIPS協定』(単著)や『アメリカの最高裁判例を読む－21世紀の知財・ビジネス判例評釈集』(共編)があります。)

## 第5 感想等

### 1 感想

- ・人格権のケアまで言及されてて良かった。
- ・意匠を蔑ろにしておらず良かった。
- ・知財高裁平成26年(ネ)第10063号(平成27年4月14日判決)の問題意識もちゃんと活かしていると思います(美的深さ・高さの、いわばタテの基準ではなく、最高裁判決はまず構成で判断するヨコの基準かな、と。)
- ・p6のA,B,C写真も不問となりました。
- ・本件は、判示事項「量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品の著作物性」がありますが、裁判要旨は、空欄です。
- ・「観念上」云々は、連邦最高裁判所のStar Athletica, LLC v. Varsity Brands, Inc., 580 U.S. 405 (2017)の、conceptual separabilityから取ってきたのではないかなあと(尾島さんの補足意見にもヒント): やり過ぎ? ⇒しかし、「全体として彫刻等とも看取できるもの」については???

### 2 その他

もともと物品のデザインは意匠だけではなく、重疊的に保護した方が良いと言われています。

- ・もちろん、意匠権
- ・つぎに、3年以内なら、不正競争防止法の形態模倣で
- ・また、3年越えても、不正競争防止法の商品等表示で
- ・さらに、商標法の立体商標で

原審では、商品等表示性は認められております。また、立体商標の登録もあります(第6769295号。出願日令和3(2021)年12月17日。一審の事件番号からすると、提訴とほぼ同じ時期ではないかと。)

今後の権利行使はこちらの方向へ行くのではないかと予想致します。

以上